

《仮訳（全文）》

フランス共和国 政令 No 2007-766 (2007年5月10日付)

発行日:2007年5月10日

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。  
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には  
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、  
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。  
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。  
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、  
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが  
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000006056213>

※ 適用されるガイドライン、脚注および変更点については省略。

本文中のデータの最終更新日：2011年4月14日

NOR : ECOC0751228D

経済・財務・産業大臣の報告について：

食品と接触することを意図した材料および成形品に関する規則および指令 80/590/EEC および 89/109/EEC の廃止する 2004 年 10 月 27 日付欧州議会および理事会規則 (EC) No 1935/2004 を考慮し、

技術基準および規則、情報社会サービスに関する規則の分野における情報提供の手順を定めた 1998 年 6 月 22 日の欧州議会および理事会の改正指令、および 2006 年 2 月 7 日の欧州共同体委員会への通知 2006/0080/F を考慮し、

消費法典、特に L. 214-1、L. 214-2 および L. 214-3 を考慮し、

1973 年 2 月 12 日付政令第 73-138 号 (改正後)、人の食品、人および動物に消費されることを意図した食品、製品および飲料に接触する材料および成形品、ならびにこれらの材料の洗浄に使用する工程および製品に関する化学製品不正防止法の 1905 年 8 月 1 日の適用について考慮し、

1992 年 7 月 8 日の政令第 92-631 号、1999 年 3 月 26 日の政令第 99-242 号、2001 年 11 月 16 日の政令第 2001-1097 号により修正された、人および動物が消費する食品、製品、飲料と接触することを意図した材料および成形品に関するものに鑑み、2006 年 1 月 5 日のフランス食品安全庁の意見を考慮し、国务院 (財政部) の意見を聴取した上で、この政令を制定する。

## 第1条（廃案）

2009年9月1日付政令第2009-1083号により廃止。－第2条

2004年10月27日の上記規則の第1条から第5条および第15条から第17条の規定は、消費法典L. 214-1に規定する実施措置に該当するものである。

同一の目的を有する共同体規則の規定で、これを改正し、またはその適用のために採択されるものについても同様とする。

## 第2条

2004年10月27日の規則の適用範囲に入らず、その外観から食品と接触させることが意図されていると思われる物品は、食品と接触させることができないことを示す消費・産業担当大臣の命令により定められた表示または絵文字を、目に見える形で消えないように表示することが義務づけられている。

前項の規定に従わない場合は、消費法典L. 214-2に規定する罰則の対象とする。

## 第3条

2011年4月11日付政令第2011-385号により修正。－第15条

消費・産業・農業・保健担当大臣の共同声明は、フランス国立消費・環境・労働衛生庁の見解の後に発行され、前述の2004年10月27日の規則第6条を適用して講じられる特定の措置を定める。

これらの措置は、完成状態で食品と接触することが意図されている、または既に食品と接触しておりこの目的のために意図されている、またはその使用の通常または予見できる条件下で食品と接触すること、またはその成分が食品に移行することが合理的に予見できる材料および成形品に関するものである。

これらの命令は、以下を定義する。

1. 材料および成形品の製造に使用を許可された物質のリスト。
2. 食品と接触することを意図した活性物質または知的な材料または成形品に組み込まれる認可された物質のリスト、またはそのような材料および成形品のリスト、および必要に応じてこれらの物質またはそれらが組み込まれた材料または成形品の特定の使用条件。
3. 第1項に記載された物質の純度基準。
4. 第1項で言及された物質、またはそれらが使用された材料および成形品の特定の使用条件。

5. 食品中または食品上の特定の成分または成分群に対する、これらの成分に対する他の可能な暴露源を十分に考慮した特定移行制限値。
6. 食品中または食品に含まれる成分に対する総移行制限値。
7. 材料および成形品との経口接触によるリスクから人の健康を保護するための要求事項。
8. 前述の2004年10月27日の規則の第3条と第4条の規定への準拠を確保するための要求事項。
9. 試料採取および分析方法に関する規則。
10. 資料の保管期間に関する規定、または必要に応じて前述の2004年10月27日の規則第17条に定める要件からの逸脱を認める規定を含む、材料および対象物のトレーサビリティを確保するための特定の規定。
11. 能動的または知的な材料および成形品のための特定のラベリング規定。
12. 材料および成形品に適用される規則への準拠を証明する書面による宣言と、その準拠を証明する適切な文書の保持に関する要求事項。

#### **第4条**

2008年12月30日付政令第2008-1469号により修正。-第3条  
第3条を適用して発行された政令の規定に適合しない、食品と接触させることを意図した材料および成形品を販売用に保持、提供、販売または無料配布することは禁じる。

#### **第5条**

2011年4月11日付政令第2011-385号により修正。-第15条  
第3条の政令の規定は、競争・消費者問題・不正防止総局に送付された資料に基づいて適応することができる。

同庁は、原材料および製品の調製に使用される物質、材料、成分、成分群、処理または工程、または原材料および製品そのものによって生じる可能性がある健康被害の評価を実施しなければならない。

書類作成は、食品・環境・労働衛生安全庁の定めるガイドラインに従い、そうでない場合は、第3条の条件に基づいて発行された命令で定められた規定に従って行わなければならない。

食品・環境・労働衛生安全庁は、完全な書類を受け取ってから6ヶ月以内に、申請者の匿名性を保った上で、理由のある意見を出さなければならない。

食品・環境・労働衛生安全庁は、合理的な決定により、前項に定める期間をさらに6か月以内に限り延長することができる。

## 第6条

2008年12月30日付の政令第2008-1469号により作成。-第4条  
最終消費者への販売または無償配布以外の販売段階において、食品と接触することを意図した材料および成形品には、上記2004年10月27日の規則の第3条および第4条の規定に準拠していることを示す書面を添付しなければならない。この宣言義務は、その特性から明らかに食品と接触することが意図されている材料には適用されない。

## 第7条

2008年12月30日発令の政令第2008-1469号により作成。-第2条  
この政令の規定は、欧州連合加盟国もしくは欧州経済領域設立協定の他の締約国またはトルコにおいて合法的に販売され、同等の安全性を確保する同条に記載の材料および成形品の上市を妨げるものではない。

## 第8条

2008年12月30日発令の政令第2008-1469号により作成。-第2条  
1992年7月8日の政令は、2004年10月27日の規則の適用範囲に含まれる食品と接触することを意図した材料および成形品に関する限り、廃止されるものとする。

## 第9条

2008年12月30日発令の政令第2008-1469号により作成。-第2条  
1973年2月12日の前述の政令第1条から第9条、1992年7月8日の前述の政令第4条および第5条の規定を適用して発せられた命令は、2004年10月27日の前述の規則の規定に反しない限り、引き続き効力を有するものとする。

## 第10条

経済・財務・産業大臣、国璽尚書・司法大臣、農業・漁業大臣、健康・連帯大臣は、それぞれこの政令の執行に責任を負い、この政令はフランス共和国官報に掲載される。

首相:

ドミニク・ド・ヴィルパン

経済・財務・産業大臣  
ティエリー・ブルトン

国璽尚書・司法大臣  
パスカル・クレマン

農業・漁業大臣  
ドミニク・ブッセロー

保健・連帯大臣  
フィリップ・バス